

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 26 年
5 月 7 日
(水曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三

保安林の指定 (美祢市) (森林整備課) 六

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (県民生活課) 六

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課) 六



山口県告示第百六十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年五月七日から同月二十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年五月七日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 村岡 嗣 政

- 氏名又は名称 東ソー株式会社
- 住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 工場又は事業場の名称及び所在地 東ソー株式会社南陽事業所
- 所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設に関する事項
- (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 ($m^3/日$)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定	間 隔 時 間 連 続 の 使 用 方 法 一 日 当 た の 使 用 時 間 変 動 の 概 要
三七一口	一、七〇〇	平成二六、 五、二二八	平成二六、 六、一一一	平成二六、 六、一一二	連 続 二 四 時 間 変 動 な し
"	一、六五〇	"	"	"	"
"	三三三	平成二六、 六、一〇〇	平成二六、 一、二二〇	平成二六、 二、一一一	"
三七一タ (二基)	二二	"	"	"	"

備考 「三七一口」及び「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及び廃カス洗浄施設をいう。

総合排水処理施設		
処理後	処理前	処理後
"	八	"
"	九、六	"
"	三	一三四・七
"	五	一三四・七
一〇	一四〇	"
二〇	二八〇	"
"	"	"
"	一・三	一八六
"	二・二	一八六
"	〇・一	"
"	〇・二	"
"	二、九四一、〇三〇	二、四五六・八五
"	二、九四一、一〇八	二、四五六・八五

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
"	八	通 常	通 常	二、九四一、〇三〇
"	九、六	最 大	最 大	二、九四一、一〇八
三	二・五	通 常	通 常	一四〇、四〇〇
五	四・三	最 大	最 大	一四〇、四〇〇
一〇	六	通 常	通 常	"
二〇	三	最 大	最 大	"
"	"	最 大	最 大	"
一・三	〇・九	通 常	通 常	"
二・二	一・二	最 大	最 大	"
"	〇・一	通 常	通 常	"
"	〇・二	最 大	最 大	"
"	"	通 常	通 常	"
"	"	最 大	最 大	"

山口県告示第百六十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年五月七日から同月二十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年五月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 東ソー株式会社
住 所 周南市開成町四五六〇番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 東ソー株式会社南陽事業所
所在地 周南市開成町四五六〇番地
- 三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	項 目		構 造	使用の方法
	変更前	変更後		
二七ノ又	変更前	一・五	（既 設）	連続二四時間 使用の時間 季節的変動の概要
	変更後	一六八		
三七ノ口	変更前	一、六五〇	（既 設）	同上
	変更後	"		
三七ノタ	変更前	三〇〇	（既 設）	同上
	変更後	"		

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		通 常 最 大	通 常 最 大	
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
		浮遊物質質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	
		窒素 (mg/l)	磷 (mg/l)	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

備 考	七 四		三 七 一 夕		三 七 一 口		二 七 一 又		種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	
	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前					
(一)の表の備考は、この表について準用する。	"	"	"	八	"	一	"	八	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)			
	"	九・六	"	〇・六	"	一・九	"	九・六	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)			
	"	三	"	二	〇	一・三	"	一	通 常 最 大	浮遊物質質量 (mg/l)			
	"	五	"	二	〇	一・三	"	一	通 常 最 大	鉍油類 (mg/l)			
	"	一〇	"	九	"	五	"	六	通 常 最 大	窒素 (mg/l)			
	"	二〇	"	九	"	五	"	六	通 常 最 大	磷 (mg/l)			
	"	一・三	"	"	"	〇・九	"	一・五	通 常 最 大	窒素 (mg/l)			
	"	二・二	"	"	"	一・四	"	二・三	通 常 最 大	磷 (mg/l)			
	"	〇・一	"	"	"	〇・〇五	"	〇・〇四	通 常 最 大	汚水等の一日当たりの量 (m ³)			
	"	〇・二	"	"	"	〇・〇八	"	〇・〇六	通 常 最 大				
		二、九四、〇三〇	二、九四、〇五八	一、九 九	一、三 四	"	三、六	二、一 二	一、五			二、九四、一〇八	二、一 二

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備 考	七 四		変 更 後
	変 更 後	変 更 前	
別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	"	三、八四、〇〇〇	"
	"	"	"
	"	"	"
	"	"	"

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口		項目	排出水の一日当たりの量 (m ³)
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		
"	"	"	八	通	水素イオン濃度 (水素指数)	排水の汚染状態の値	
"	"	"	九	常	化学的酸素要求量 (mg/l)		
"	三	"	二・五	最	浮遊汚濁物質 (mg/l)		
"	五	"	四・三	大	鉍油類 (mg/l)		
"	一〇	"	六	通	窒素 (mg/l)		
"	二〇	"	一三	常	リン (mg/l)		
"	"	"	一	最	窒素 (mg/l)		
"	一・三	"	〇・九	大	リン (mg/l)		
"	二・二	"	一・二	通	窒素 (mg/l)		
"	"	"	〇・一	常	リン (mg/l)		
"	"	"	〇・二	最	リン (mg/l)		
二、九四一、〇三〇	二、九四〇、五〇八	"	一四〇、四〇〇	通			二、九四一、〇〇八
二、九四一、〇三〇	二、九四〇、五〇八	"	一四〇、四〇〇	常			二、九四一、〇〇八
二、九四一、〇三〇	二、九四〇、五〇八	"	一四〇、四〇〇	最			二、九四一、〇〇八

総合排水処理施設				排水蒸留塔				中和処理槽			
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"	"	"	八	"	"	"	一〇	"	"	"	八
"	"	"	九	"	"	"	一	"	"	"	九
"	"	"	三	"	四	"	六	一・四	二	一・四	二
"	"	"	五	"	六	"	一〇	一・四	二	一・四	二
"	一〇	"	一四〇	"	二	"	五	"	"	"	六
"	二〇	"	二八〇	"	二	"	五	"	"	"	六
"	"	"	一	"	"	"	"	"	"	"	検出せず
"	"	"	一・三	"	"	"	〇・九	〇・八	一・一	〇・八	一・一
"	"	"	二・二	"	"	"	一・四	〇・八	一・一	〇・八	一・一
"	"	"	〇・一	"	"	"	"	"	"	"	〇・〇四
"	"	"	〇・二	"	"	"	〇・〇六	"	"	"	〇・〇四
二、九四一、〇三〇	二、九四〇、五〇八	二、九四一、〇三〇	二、九四〇、五〇八	"	三九〇	"	三三〇	二六	二二	二六	二二
二、九四一、〇三〇	二、九四〇、五〇八	二、九四一、〇三〇	二、九四〇、五〇八	"	三九〇	"	三三〇	二六	二二	二六	二二

山口県告示第百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十六年五月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

美祢市豊田前町麻生上字大迫一、字アヤスケ六六の五六、六六の六八、六六の六九、六六の七一、六六の七二、六六の八〇、六六の八一、豊田前町保々字内長尾二七六の二、二七六の五

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)



(二五二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十六年六月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年五月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 日本教育支援機構

代表者の氏名 岡村 精二

主たる事務所の所在地 宇部市大字東須恵二二七一番地の一五

三 定款に記載された目的

児童及び青少年に対する英語、国語等の学力向上や、スポーツ振興等による体力向上を図り、世界で活躍出来る有為な青少年を育成し、また、若年者等に対する就労支援を行うことにより社会に貢献すること。

(二五三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年六月十六日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年五月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人エルマーの会

代表者の氏名 佐原いづみ

主たる事務所の所在地 岩国市三笠町二丁目三番七一号